

旭川市報道依頼

各報道機関 様

| | |
|------------|--|
| 発表日 | 平成28年4月4日 |
| 発信課 担当者 | 福祉保険部指導監査課 登野 |
| 連絡先 | 電 話 0166-25-9849 |
| | FAX 0166-25-9090 |
| | E-mail shido-syougai@city.asahikawa.hokkaido.jp |

| | |
|---------------------------------------|---|
| 分 類 | イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (該当する分類を囲むこと。) |
| 日 程 | 月 日 ~ 月 日 |
| 発表項目 (行事名) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について |
| 概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。) | 別紙のとおり |
| 添付資料 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について」1枚 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。 |
| 報道(取材)に当たってのお願い | |
| 備 考 | 平成28年4月4日発表 |

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する 指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

〔平成28年4月4日
旭川市福祉保険部指導監査課〕

1 趣旨

指定障害福祉サービス事業者である株式会社ホットスタッフに対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項の規定に基づく行政処分を平成28年4月4日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名：株式会社ホットスタッフ
代表者名：代表取締役 佐藤 裕
所在地：旭川市豊岡4条2丁目3番12号 ユーハイムD号

(2) 事業所

事業所名：就労継続支援A型事業所 グッドワーク
所在地：旭川市豊岡4条2丁目3番12号 ユーハイムD号
サービス種類：就労継続支援A型
指定年月日：平成27年9月1日

3 処分内容

- ・指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消す。

サービス種類：就労継続支援A型
根拠法令：障害者総合支援法第50条第1項第6号及び第8号
指定取消年月日：平成28年4月4日

4 処分の原因となる事実

(1) 不正の手段による指定

平成27年7月13日付けで提出された指定申請書において、管理者兼サービス管理責任者として勤務する予定のない者を管理者兼サービス管理責任者として記載し、基準を満たすかのような虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。

(2) 虚偽の報告

監査時において、平成27年9月1日から9月18日までの間、実際には管理者兼サービス管理責任者が勤務していなかったにもかかわらず、勤務していたとする出勤簿を提出し、虚偽の報告をした。

また、監査時において、平成27年9月15日に管理者兼サービス管理責任者が勤務していなかったにもかかわらず、サービス提供を行っていたとする業務日報を提出し、虚偽の報告をした。

5 処分に伴う返還額等

3,676,988円

※ 不正の行為により請求し受領した給付費2,626,420円を返還させるほか、障害者総合支援法第8条第2項の規定により、返還させる額に100分の40を乗じて得た額を徴収する。